

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ エーライフ
 住所 〒566-0054 大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7
フリガナ 代表取締役 磯貝 真次
 代表者氏名
 電話番号 TEL 072-653-1991
 FAX番号 FAX 072-653-1992
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 16 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

株式会社 **エーライフ**
 〒566-0054 大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7
 代表取締役 **磯貝 真次**
 届出者 TEL 072-653-1991
 FAX 072-653-1992



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ エーライフ 株式会社 エーライフ		
住所	〒566-0054 大阪府摂津市鳥飼八防 2-11-7		
フリガナ 代表者の氏名	イソガイシンジ 代表取締役 磯貝真次		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
事業者の所在地 事業所	〒566-0072 大阪府摂津市鳥飼 ニ丁目36番5号	〒566-0054 大阪府摂津市鳥飼 八防 2-11-7	
代表者	吉田 泰崇	磯貝 真次	
役員	阿部 佑一 中尾 哲也		
電話番号	072-653-2551	072-653-1991	
FAX番号	072-653-2581	072-653-1992	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 エーライフ
住 所 大阪府堺市島飼八丁2-11-7
代表者氏名 磯貝 真次



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7
株式会社エーライフ

会社法人等番号	1209-01-034741	
商号	株式会社エーライフ	
本店	大阪府摂津市鳥飼西二丁目36番5号	
	大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7	平成30年 4月10日移転
		平成30年 4月10日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	平成26年11月19日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業、内装仕上工事業、左官工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、水道施設工事業、防水工事業、舗装工事業、電気工事業、電気通信工事業、建築工事業及び土木工事業 2. ガス工事の設計、施工、請負 3. 排水管の洗浄並びに給排水設備の漏水調査 4. 建具、家具、什器、ユニット・バス、キッチン、トイレ、洗面台等の住宅設備機器の解体並びに設置 5. 浄水器の販売並びに設置工事 6. ビルメンテナンス業 7. リフォーム工事の設計、施工及びコンサルティング業務 8. インターネット及びカタログによる通信販売 9. 上記各号に付帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 40株	
資本金の額	金200万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u> 吉田泰崇	
	<u>取締役</u> 吉田泰崇	平成28年12月22日重任 平成29年1月6日登記 平成30年3月31日辞任 平成30年4月10日登記
	<u>取締役</u> 阿部佑一	
	<u>取締役</u> 阿部佑一	平成28年12月22日重任 平成29年1月6日登記 平成30年3月31日辞任 平成30年4月10日登記
	<u>取締役</u> 中尾哲也	
	<u>取締役</u> 中尾哲也	平成28年12月22日重任 平成29年1月6日登記 平成30年3月31日辞任 平成30年4月10日登記
	<u>取締役</u> 磯貝真次	平成30年4月1日就任 平成30年4月10日登記
	大阪府貝塚市橋本55番地1 <u>代表取締役</u> 吉田泰崇	
	大阪府貝塚市橋本55番地1 <u>代表取締役</u> 吉田泰崇	平成28年12月22日重任 平成29年1月6日登記 平成30年3月31日辞任 平成30年4月10日登記
	大阪府茨木市松ヶ本町1番12-502号 <u>代表取締役</u> 磯貝真次	平成30年4月1日就任 平成30年4月10日登記

大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7
株式会社エーライフ

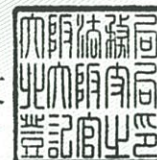
登記記録に関する 事項	設立	平成26年11月19日登記
----------------	----	---------------

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成30年 5月 2日

大阪法務局北大阪支局
登記官

川 本 秀 文



* 定 款 *
* * * * *



株式会社 エーライフ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 エーライフ と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業、内装仕上工事業、左官工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、水道施設工事業、防水工事業、舗装工事業、電気工事業、電気通信工事業、建築工事業及び土木工事業
2. ガス工事の設計、施工、請負
3. 排水管の洗浄並びに給排水設備の漏水調査
4. 建具、家具、什器、ユニット・バス、キッチン、トイレ、洗面台等の住宅設備機器の解体並びに設置
5. 浄水器の販売並びに設置工事
6. ビルメンテナンス業
7. リフォーム工事の設計、施工及びコンサルティング業務
8. インターネット及びカタログによる通信販売
9. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府摂津市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 8 条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当社は、取締役1名以上を置く。

(代表取締役)

第18条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第19条 取締役が1名のときはその者を代表取締役社長とし、取締役が2名以上ある場合は代表取締役を社長とする。

2 社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 22 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第 24 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 25 条 当会社の設立に際して発行する株式は40株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第 26 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金200万円とする。

(最初の事業年度)

第 27 条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成 27 年 10 月 31 日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第 28 条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府貝塚市橋本 5 5 番地 1
設立時取締役 吉田泰崇

大阪府豊中市東豊中町 6 丁目 2 4 番 1 5 - 3 0 3 号
設立時取締役 阿部佑一

大阪府茨木市真砂玉島台 6 番 5 号の 1
設立時取締役 中尾哲也

大阪府貝塚市橋本 5 5 番地 1
設立時代表取締役 吉田泰崇

(発起人)

第 29 条 発起人の氏名及び住所並びに発起人が割当てを受ける発行株式の数及び発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

大阪府貝塚市橋本 5 5 番地 1
普通株式 1 4 株 金 7 0 万円 吉田泰崇

大阪府豊中市東豊中町 6 丁目 2 4 番 1 5 - 3 0 3 号
普通株式 1 3 株 金 6 5 万円 阿部佑一

大阪府茨木市真砂玉島台 6 番 5 号の 1
普通株式 1 3 株 金 6 5 万円 中尾哲也

(定款に定めのない事項)

第 30 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 エーライフ 設立に際し、発起人 吉田泰崇、阿部佑一、中尾哲也 の定款作成代理人である行政書士 佐々木宏之 は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成26年11月13日

発起人 吉田 泰 崇

発起人 阿 部 佑 一

発起人 中 尾 哲 也

上記発起人の定款作成代理人

大阪府吹田市長野東11番20-702号

行政書士 佐々木宏之



同一の情報の提供

提供の日付：2014年11月13日

公証人：12030018 杉 森 研 二



所属法務局：大阪法務局

公証役場：本町公証役場

大阪市中央区安土町3丁目4番10号

請求対象の登簿管理番号：14-1203001802001409

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2014年11月13日

請求対象の処理公証人：12030018 杉 森 研 二

所属法務局：大阪法務局

公証役場：本町公証役場

大阪市中央区安土町3-4-10

認証文

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一であることを証する。

同一の情報の提供

提供の日付: 2014年11月13日

登録人: 株式会社エーライフ

住所: 大阪府堺市

代表取締役: 磯貝 真次

大阪府堺市中央区土町3丁目4番01号

本書は原本相違ないことを証明致します。

平成 30 年 4 月 10 日

株式会社エーライフ



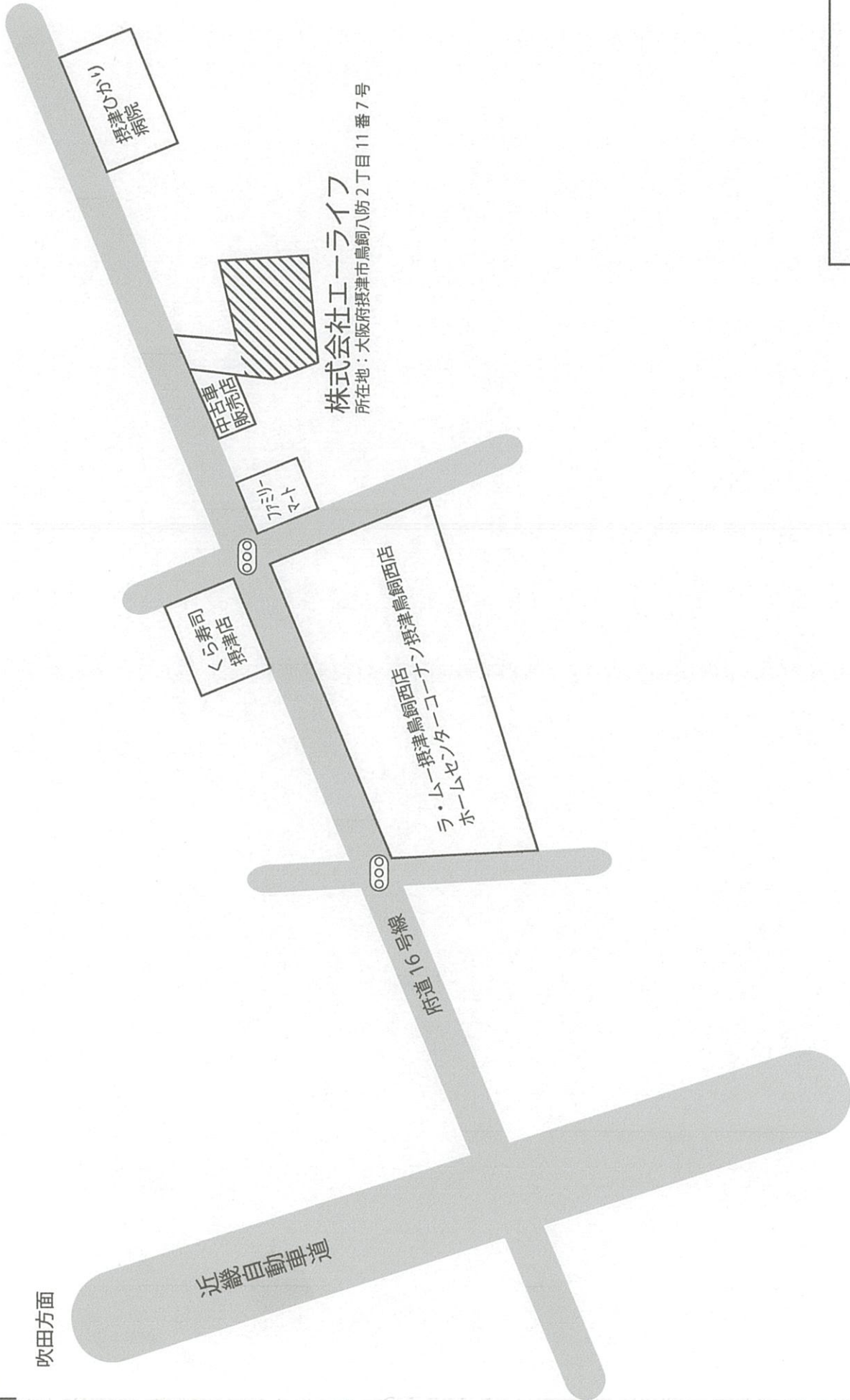
代表取締役 磯貝 真次

大阪府堺市鳥飼八防 2-11-7

北

吹田方面

高槻方面

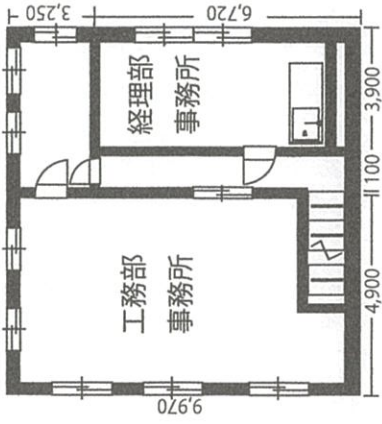


大阪方面

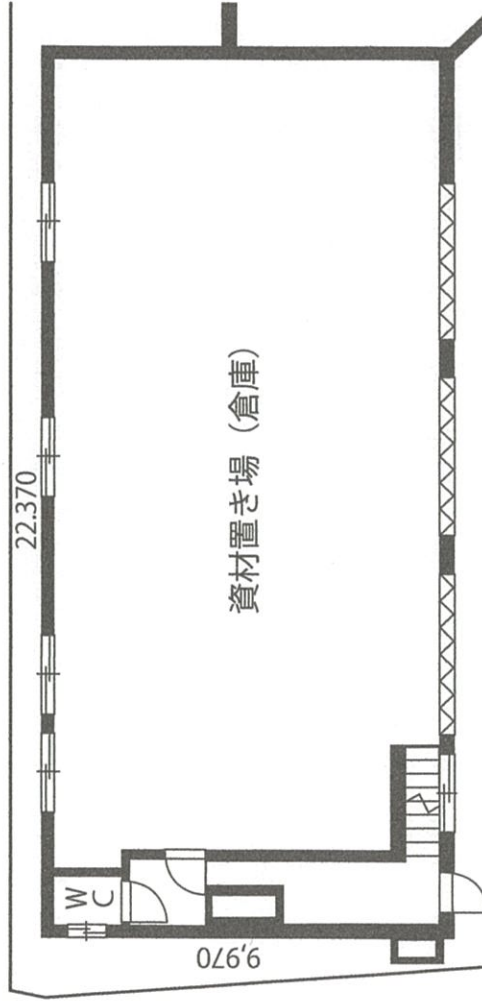
東大阪方面

会社近隣 所在地図

道路



2F
(94 m²)



1F
(223 m²)

駐車スペース

資材置き場 (倉庫)

入口門



会社入り口前



会社玄関入り口前



会社 1F 倉庫内部



会社 2F 工務部



会社 2F 経理部